

令和5年4月1日
学校法人大阪滋慶学園
大阪医療福祉専門学校
作業療法士学科

作業療法士学科 夜間部防災コーディネーターコース 細則

(目的)

第1条

この細則は、学則および試験規定、学生規定に基づき、教育効果を促進し、将来作業療法士として災害、有事に被災者、被災地において社会貢献に寄与する医療人を育てるために定める。

(進級に関する方針)

第2条

- 当該コースにおける各学年に配置された科目の全てを取得し、かつ総授業科目の出席すべき日数に対して出席率90%以上でなければならない(学則第10条2項より)。
- 学則第10条に定める総授業科目とは、単位履修科目のみならず防災コーディネーターコース配置科目及び指定補講、学科行事すべてを含むものとする。
- 学期末試験の評価が不合格(59点以下)の場合は再試験を行なう。再試験の評価が不合格(59点以下)の場合には、当該科目の単位を取得することができない。
- 単位取得に関しては学則及び上記1、2、3項に基づき、校長、常務理事を含む進級に関する判定委員会を設けて判定する。なお、当該配置科目については、最終進級判定会議までにその全てを取得できなければならない。

(防災コーディネーターコースに関する資格試験受験に関する方針)

- 資格試験受験に関しては、各資格に必要な下記コース配置科目の単位履修を原則とする。

1年次

普通救命講習Ⅰ：「防災・減災演習Ⅰ」 普通救命講習Ⅱ：「防災・減災演習Ⅱ」

こころの検定4級：「心理支援基礎Ⅰ」 こころの検定3級：「心理支援基礎Ⅱ」

2年次

サービス介助士：「防災介助演習Ⅰ」 防災介助士：「防災介助演習Ⅱ」

- 当該コース選択者は、資格受験を必須とする。

以上

附則

この細則は、令和5年4月1日より実施する。